

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、事務職として就労していた。

請求人によれば、上司から人格を否定するような言動を受けたことにより、心身に変調を来したという。

請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し、「ストレスによる過換気症候群」と診断され、その後、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し、「解離転換性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月頃から、「F4 神経症性障害」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、E医師の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

#### (4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、業務における心理的負荷となった出来事として、Fリーダーから、「話しかけるな」、「臭いから近寄るな」、「Bは優しいね。脚が悪くても入れてくれて」、「太っているのに段ボールを持って来れないなんて」というようなパワハラ発言などを受けた旨主張する。

この点、本件の一件記録を精査するも、Fリーダーによる請求人に対するパワハラ発言などは確認できず、請求人の上記主張に関する出来事を、認定基準別表1「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)及び「セクシャルハラスメントを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価することはできない。

しかしながら、Fリーダーは、請求人に対して業務上必要な注意はした旨述べており、当審査会としては、請求人の上記主張に関する出来事については、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものと判断し、以下のとおり検討する。

まず、Fリーダーと請求人との関係についてみると、①G室長は、Fリーダーは請求人のミスを注意するが、フォローもするし、叱責も強い口調ではなかった旨述べ、②Hは、Fリーダーが、請求人に対して丁寧に作業の説明をしていた旨述べ、③I及びJは、Fリーダーが請求人を指導する中でストレスが溜まっていた様子は見受けられたが、少し強い注意をするにとどまっていた旨述べている。そうすると、上記会社関係者の申述から、Fリーダーによる請求人に対する注意は、強い口調であった可能性が認められるも、注意の内容は、通常の業務指導の範囲内にあるものと認められ、また、その態様についても特に強いものであったとまでは認められない。

次に、本件の一件記録からは、請求人とFリーダーとの間に業務をめぐる方針等において、考え方の相違が生じた等の事情も確認できない。

以上から、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人らは、本件公開審理において、会社関係者は、会社に不利な発言をしないことも考慮した上で、公正な審理を希望する旨主張しているところ、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

#### (5) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因について

業務以外の心理的負荷については、特に評価すべき要因は認められない。

個体側の要因についてみると、平成〇年〇月〇日付けK医師作成の意見書に

は、「平成〇年頃からL病院を受診し、不眠、不安のため、平成〇年からは、同院にて薬物治療を行っていた。」との記載が認められる。

(6) 上記のとおり、業務における心理的負荷の総合評価は、「弱」であって、「強」には至らないものと判断する。なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。